基本計画

第1章 健康で幸せな暮らしを実感できるまちづくり

第１節　高齢者福祉の充実

第２節　地域福祉の充実

第３節　健康な生活の支援

第４節　子育て環境の充実

第1章

健康で幸せな暮らしを実感できるまちづくり

第１節　高齢者福祉の充実

現況と課題

当市における高齢化率は、平成 18 年 4 月現在で 24.7％と、全国平均や愛媛県平均を上回っており、なかでも、高齢者のうち後期高齢者※の占める比率が高まってきています。

高齢化が進むにつれ、高齢者世帯や認知症高齢者が増加し、介護を必要とする高齢者は、ますます増加することが想定されます。

一方で、高齢者の多くは、元気で介護を必要とせず、これまで培った経験や知識、技術を持っているため、高齢者を社会の重要な一員として捉え、地域社会の中で積極的な役割を果たせるような生きがいづくりが重要な時代となっています。

当市においては、高齢社会に的確に対応するため、高齢者保健福祉全般について、基本的な方向を示した「高齢者保健福祉計画・第３期介護保険事業計画」を平成 18 年３月に策定し、各種高齢者施策を展開しているところです。

今後、この計画に基づき、高齢者が要介護状態になることなく、健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、介護予防の推進と、要介護者の様々なニーズに応じた介護サービスの充実が必要となっています。

後期高齢者
65 歳以上を高齢者といい、65 歳以上 75 歳未満を前期高齢者、75 歳以上を後期高齢者といいます。

要介護認定者の状況（平成 18 年３月 31 日現在）　（単位：人・%）

	保険者数(A)	要支援	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５	合計(B)	要支援(要介護)認定率(B)/(A)
第１号被保険者（65 歳以上）	28,613	678	1,851	764	669	591	582	5,135	17.95
第２号被保険者（40 歳以上 65 歳未満）	38,973	13	54	31	24	14	18	154	0.40
計	67,586	691	1,905	795	693	605	600	5,289	-

資料：西条市高齢者保健福祉計画・第３期介護保険事業計画

計画の体系

高齢者福祉の充実
- 高齢者の生きがいづくり
- 介護予防の推進
- 介護サービスの充実

計画の内容

（１）高齢者の生きがいづくり

①　生涯学習・生涯スポーツの振興を図り、学びの場、健康づくりなどの場の提供による社会参加の推進と生きがいづくりを支援します。

②　老人クラブ活動やボランティア活動を助成し、高齢者の社会奉仕や生きがい活動を積極的に支援します。

（２）介護予防の推進

①　要支援・要介護状態の予防と重度化の抑制を図るため、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防などの地域支援事業を推進します。

②　高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう総合的に支援する機関として、「地域包括支援センター」の充実を図ります。

（３）介護サービスの充実

①　要支援・要介護状態にある高齢者が、在宅で生活できるよう、居宅介護サービスの充実を図ります。

②　介護保険施設は充足しているものの、介護療養型医療施設が平成 24 年３月末に廃止となるため、介護療養型医療施設から他の施設サービスへの計画的な転換を推進します。

③　老人ホーム等市有施設について、サービスの低下を招くことのないよう配慮しながら、民間の活用を含めた管理運営のあり方を検討します。

主要事業

事業名	事業内容
生きがいづくり支援事業	老人クラブ活動やシルバー人材センターの充実など社会参加と生きがいづくりを支援
地域生活支援事業	軽度生活援助や食の自立支援、日常生活用具給貸与事業の実施による在宅での日常生活を支援
家族介護支援事業	介護手当・紙おむつの支給や外出支援サービス、家族介護教室・家族介護者交流事業などの実施による家族介護を支援
介護予防支援事業	運動器の機能向上などの元気な高齢者づくりを支援
福祉施設整備事業	養護老人ホームや地域交流センターの充実
居宅介護支援事業	デイサービスやショートステイ、ホームヘルプサービス等の充実
介護保険施設整備事業	特別養護老人ホームや老人保健施設等の整備・充実

第２節　地域福祉の充実

現況と課題

急速な社会経済情勢の変化がもたらした核家族化や都市化などによって、地域社会の連帯感が希薄になり、地域に本来備わっていた相互扶助機能が低下しつつあります。一方で、障害者をはじめとした社会的に弱い立場にある人々も、住みなれた地域で、家族や近隣の人たちとの交流や協力を支えに、尊厳を持って生活できる社会の構築が求められています。

障害者（児）福祉においては、平成 18 年４月施行の「障害者自立支援法」で、「身体」「知的」「精神」の３障害者に対するサービスの一元化を図るとともに、障害者が自らの力で「働ける社会」の実現を目指すこととなりました。また、障害者自らが地域社会の一員として生活できるよう、在宅（施設）福祉施策の数値目標を明示した「障害者福祉計画」を策定するとともに、この計画に沿った適正な支援が地方自治体に求められることになりました。

増加傾向にある「ひとり親家庭」や低所得者世帯に対しても、それぞれが生きがいを持って自立できるような、適正な支援が必要となっています。

こうした地域福祉の実現を目指すうえでは、民生・児童委員などとの連携の強化を図るとともに、ＮＰＯ法人やボランティア団体などの育成や社会福祉協議会をはじめとした福祉団体との関係強化を進め、地域全体で支え合う精神や仕組みづくりが不可欠となってきています。

身体障害者手帳所持者数（平成 18 年４月１日現在）　（単位：人）

区　分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	計
視覚障害者	138	102	33	31	53	42	399
聴覚障害者	10	121	53	70	5	126	385
言語機能障害者	0	4	34	26	0	0	64
肢体不自由者	664	710	390	503	279	116	2, 662
内部障害者	1, 042	22	265	224	0	0	1, 553
計	1, 854	959	775	854	337	284	5, 063

療育手帳所持者数（平成 18 年４月１日現在）　（単位：人）

障害程度		A級		B級		計		
年　齢		18 歳未満	18 歳以上	18 歳未満	18 歳以上	18 歳未満	18 歳以上	計
性　別	男	63	139	67	128	130	267	397
	女	32	115	30	99	62	214	276
計		95	254	97	227	192	481	673

生活保護の状況　（単位：世帯、人、％）

	平成 16 年 11 月	平成 17 年 4 月	平成 18 年 4 月
被保護世帯数	370	377	366
被保護人員	459	458	440
人員保護率	3. 94	4. 02	3. 88

計画の体系

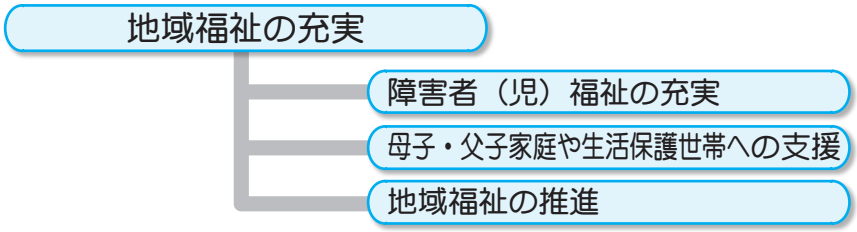

計画の内容

（１）障害者（児）福祉の充実

①　障害者が住みなれた地域で安心して生活ができるよう、介護や訪問指導の充実に努め、日中活動※の場の確保やショートステイ、日常生活用具の給付・貸与などの在宅福祉サービスの拡充を目指します。特に、入所型福祉から在宅型福祉への流れに対応できるよう、社会資本の整備に努めるとともに、道前育成園の整備についても検討します。

②　ノーマライゼーションの理念に関する啓発・広報活動の充実や学校や地域での福祉教育の推進、交流活動やボランティア活動の充実などを通じて、障害者に対する市民の理解と認識を深める取り組みを進めるとともに、段差のない歩道やスロープ、点字ブロック、障害者用トイレの設置などを進め、施設のバリアフリー化を促進します。

③　障害者が自らの実態に即した就労の機会を得ることができるよう、国・県及び企業に働きかけ、障害者が「働ける社会」の構築を目指し、その自立を積極的に支援します。

④　障害者団体の育成、各種福祉大会やスポーツ大会、レクリエーションの開催などを通じて、障害者の社会参加の機会増大に努めます。

⑤　医療機関や保健所、児童相談所などとの連携を強化し、障害の早期発見や早期療育に努めます。

日中活動
障害者（児）が作業、趣味、創作活動等を通じて交流すること。

基本計画

（２）母子・父子家庭や生活保護世帯への支援

①　母子家庭、父子家庭などひとり親家庭の自立支援を図るため、母子自立支援員を中心とした、生活、就労、就学の面における各種支援策や相談体制の推進に努めます。特に、母子家庭に対しては就業支援、父子家庭に対しては日常生活支援に重点を置き、それぞれの自立に向けた取り組みを強化します。

②　生活実態に基づく適正保護を推進するため、個々のケースワーカーの資質向上と福祉事務所としての組織的な運営管理に努めます。また、稼動年齢層に対しては自立のための指導援助を強化するとともに、医療扶助や介護扶助の適正運営を図ります。

（３）地域福祉の推進

①　地域福祉を推進していく上では、地域のつながり支えあいや助け合いが何より大切なものとなります。そうした実践を行うボランティア活動やＮＰＯなどの市民活動との効果的な協働・支援を図っていきます。また、こうした社会活動を推進する社会福祉協議会の運営を支援するとともに、地域住民による小地域福祉活動※の拡充に向け、バックアップを行います。

②　地域における福祉活動の中心的指導的役割を果たす民生委員・児童委員との連携を深めるとともに、新しい地域福祉への対応のため、研修会開催などにより委員の資質向上と交流を図ります。

小地域福祉活動
家族の力だけでは解決できない高齢や障害、育児などの中から起こる生活上の様々な問題（福祉問題）が発生したときに、これまでの家族関係や近隣とのつながりを壊さずに、一人ひとりが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるような福祉のまちづくりを地域住民自らの手でつくっていく活動。

主要事業

事業名	事業内容
介護給付・訓練等給付事業	ホームヘルパーの派遣、短期入所の利用、施設入所費の給付
地域生活支援事業	地域活動支援センター設置、日常生活用具の給付、相談支援、移動支援、コミュニケーション支援
自立支援医療給付事業	自立支援医療費（育成・更生・精神通院）の給付
補装具費支給事業	身体障害者（児）に対する補装具費の支給
母子家庭自立支援事業	母子家庭における母の就労による自立促進のため、就業に有利な資格取得など支援

第３節　健康な生活の支援

現況と課題

健康は、豊かな生活を送る上では欠かせないものです。市民一人ひとりが健康に関心を持って、日頃から手軽に健康づくりができ、生涯を通じて健康を保持することのできる環境が求められています。

当市では、平成 18 年３月に策定した健康づくり支援計画『元気都市西条 2015』に基づき、市民の主体的な健康づくりを推進するとともに、健康づくりの基本は「食育」にあるとの認識の下、「食」に関する各種施策を展開しており、今後も引き続き、健康的な生活習慣の確立やスポーツ、食育を通じて健康の増進を図る必要があります。

また、多様化する医療需要に応えるため、国民健康保険制度や老人保健制度に基づく医療費の給付や、乳幼児、重度心身障害者、母子家庭等を対象に、市独自の上乗せ助成も含めた医療費助成を行ってきましたが、高齢化や医療技術の進歩等により医療費は増大し、各制度の運営にあたっては、財源の確保が課題となっています。

一方、地域医療については、病院と一般診療所との連携体制を整備し、在宅当番医制による第１次救急医療体制を整備するなど、救急医療体制の確保を図っています。

しかしながら、新臨床研修医制度の影響や、都市部への偏在傾向などにより、地方の病院は医師不足となっており、第２次救急医療体制である病院群輪番制病院等運営事業への影響が出ています。あわせて、地方の自治体病院の医師不足が深刻化する中で、地域全体での医療体制の強化が喫緊の課題となっています。

医療体制

	病院		一般診療所		医師数	歯科診療所施設数	歯科医師数
	施設数	病床数	施設数	病床数			
西条市	10	1, 854	88	380	225	57	71
新居浜・西条圏域	22	4, 453	192	875	535	116	152
愛媛県	153	23, 549	1, 207	6, 300	3, 432	674	858

資料：愛媛県保健統計年報（施設数・病床数については、平成 15 年 10 月１日現在／医師数については、平成 14 年末現在。）

計画の体系

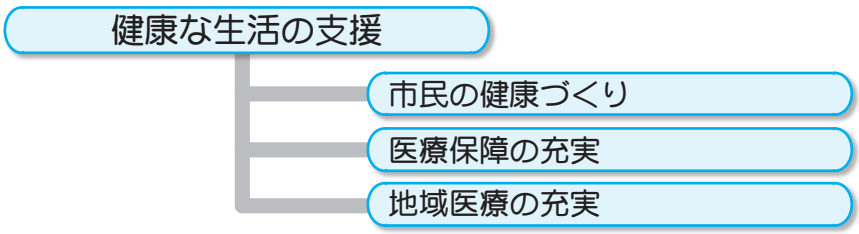

計画の内容

（１）市民の健康づくり

① 栄養・運動・休養等に関する良い生活習慣を身につけるため、健康づくり活動を支援します。

② 市民の健康増進を図るため、「西条市健康づくり推進員」等による各種の活動や普及啓発活動を推進します。

③ スポーツを通じた健康づくりのため、市民一人１スポーツを目標にスポーツの普及指導に努めます。

④ 「食育基本計画」を策定し、食育を市民運動として推進します。

（２）医療保障の充実

① 国民健康保険事業については、医療費適正化や国庫支出金や保険税などの財源の確保に努め、健全な運営を図ります。

② 老人保健事業については、後期高齢者医療制度における国庫負担の拡充・強化と高齢者の特性に見合った診療報酬体系の整備・改善を、国及び関係機関に要請します。

③ 現在、県補助事業として実施している乳幼児、重度心身障害者、母子家庭等への医療費助成とあわせて、市独自で実施している上乗せ助成施策の水準の確保に努めながら、これらの施策について、国の制度化を要請します。

（３）地域医療の充実

① 休日･夜間にも医療サービスを受けることができるよう、救急医療体制を充実します。

② 地域医療体制の強化のため、病院間や関連機関との連携を図るとともに、市立周桑病院については、地域の拠点病院として診療機能の確保に努めます。

主要事業

事業名	事業内容
健康診査事業	健康診査事業の推進
健康教育推進事業	運動推進事業の推進
健康づくり推進員事業	健康づくりに関する活動や普及啓発活動の推進
特定健診・特定保健指導実施事業	40 歳～ 74 歳の国保被保険者を対象とした保健事業の推進
老人保健事業	老人に対する医療給付事業
乳幼児医療費助成事業	３歳未満児（入院は就学前まで）に対する医療費助成
３歳児医療費助成事業	３歳児外来に対する医療費助成
重度心身障害者医療費助成事業	身体障害者手帳１・２級所持者、療育手帳Ａ所持者、身体障害者手帳３～６級と療育手帳Ｂの重複所持者に対する医療費助成
心身障害者医療費助成事業	所得税非課税世帯の身体障害者手帳３級所持者、所得税非課税世帯の療育手帳Ｂ所持者に対する医療費助成
母子家庭等医療費助成事業	母子家庭等に対する医療費助成
在宅当番医制運営事業	休日・夜間の診療を行う在宅当番医制の実施
病院群輪番制運営事業	二次救急医療体制の確保

第４節　子育て環境の充実

現況と課題

近年、少子化や核家族化、女性の就労者の増加、人間関係の希薄化など、子育て環境が大きく変化する中で、育児不安や子どもの虐待などの新たな問題が発生しており、次代を担う子どもたちを産み育てやすい環境を構築することが強く求められています。

そのためには、多様な保育ニーズに的確に応えながら、妊娠中から出産、子育ての相談窓口の充実を図るとともに、地域における子育て支援体制を確立する必要があります。

一方で、新臨床研修医制度の影響や、勤務の困難性、訴訟等のリスクの大きさから、小児科医や産婦人科医が大幅に減少し、都市部への偏在傾向とあいまって、地方病院における医師不足が社会問題となっており、当市においてもそうした傾向が見られます。

子育て環境の充実を図る上で、あるいは、地域医療の充実を図る上でも、小児科医、産婦人科医の確保と小児科診療体制の確立が喫緊の課題となっています。

保育所の状況（平成 18 年 4 月 1 日現在）　（単位：箇所、人）

		西条地区	東予地区	丹原地区	小松地区	合計
公立保育所	保育所数	1	5	2	3	11
	定員	60	435	150	300	945
	園児数	68	342	164	250	824
私立保育所	保育所数	13	2	2	-	17
	定員	1,580	210	120	-	1,910
	園児数	1,325	196	117	-	1,638

資料：福祉行政報告例

乳幼児健康診査受診状況（平成 18 年 3 月 31 日現在）　（単位：人、%）

	対象者数 (A)	受診者数 (B)	受診率 (B)/(A)	異常なし	要指導	要経過観察	要精密	要治療
３か月児健康診査	897	827	92.2	654	12	59	33	70
１歳６か月児健康診査	987	911	92.3	694	66	101	14	36
３歳児健康診査	1,045	904	86.5	451	90	141	14	208

資料：保健事業のまとめ

計画の体系

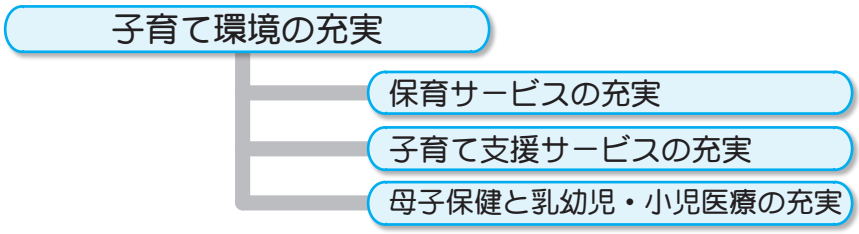

計画の内容

（１）保育サービスの充実

①　就業構造の変化や就労形態が多様化する中で、保育ニーズも多様化しており、これらに対応するため、延長保育、一時保育、病後児保育などのサービスを充実･推進します。

（２）子育て支援サービスの充実

①　子育て世帯の育児不安の解消や社会からの孤立を防ぐため、地域子育て支援センターやつどいの広場、児童館を整備し、地域における育児相談や交流の場の提供及び子育て情報の提供体制等を確立します。

②　ファミリーサポートシステムを構築し、地域における相互援助活動を支援します。

（３）母子保健と乳幼児・小児医療の充実

①　妊娠中からの親と子どもへの健康を支援するため、心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減を図る事業を推進します。

②　子育て中の親子への支援ネットワークの推進のため、行政・地域・関係団体等との体制づくりに努めます。

③　小児科医、産婦人科医の確保と、小児科 24 時間体制の確立など、医療体制の充実に努めます。

主要事業

事業名	事業内容
特別保育事業	保育所等における一時保育、延長保育、障害児保育、病後児保育等の推進
放課後児童健全育成事業	放課後児童の安全で健やかな居場所づくりを推進するため、学校と連携した総合的な放課後対策の充実
地域子育て支援センター事業	育児不安等の解消のため、育児相談、交流の場の提供、子育てサークルの育成
つどいの広場事業	育児不安等の解消のため、地域の身近な場所での育児相談、交流の場の提供
児童館整備事業	児童の健全育成及び地域活動の拠点の場の提供
ファミリーサポートセンター事業	地域における相互援助活動支援
特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療費の助成
子育て総合相談窓口事業	妊娠中からの子育て相談事業の推進